

大会参加資格規程

制定 平成 24 年 12 月 9 日
施行 平成 24 年 12 月 9 日
制定 令和 3 年 11 月 27 日
施行 令和 4 年 4 月 1 日

第1条 本規程は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟（地方大会を含む）主催による大会参加校・参加者に適用する。

第2条 参加校・参加者の資格は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟所属の地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟した学校および生徒に限る。但し、大会参加については、所属の学校長の認可を必要とする。

第3条 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権団体の部への出場は、1校1チームとして、加盟に関する規定を満たした学校加盟校に限る。1チームの編成は、同一課程の生徒で編成されなければならない。

第4条 参加資格の資格は、以下の各項目に適合するものとする。

- (1) その学校に在学する生徒で、当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟に登録されている部員のうち、学校長が身体、学業および人物について選手として適当と認めたもの。
- (2) 当該年度4月2日現在で満19歳以下のもの。
- (3) 転入学生は、転入学した日より満1年を経過したもの。ただし満1年を経なくしても、学区制の変更、学校の統廃合または一家転住・やむを得ない理由により、止むを得ず転入学したと認められるもので、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟の承認を得たものはこの限りではない。

なお、転入学生であっても、前在籍校でゴルフ部員として当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟に部員登録されていなかったものは、転入学した日から参加資格が認められる。

- (4) 参加選手は、高等学校在籍3年以下のもの。

[注]この在籍3年とは、あらゆる高等学校または高等学校に準ずる学校に計3年間在籍するという意味である。例えば第1学年に入学し、1年生のとき中途退学して翌年改めて第1学年に入学しなおした時は、在籍2年目と見なす。従って、その生徒は第1学年、第2学年と2年間しか選手になる資格はないので、順調に進学しても第3学年には資格を失う。この場合、第2学年の秋季大会ならびに翌年の全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会まで参加資格がある。

- (5) 中学卒業後、1カ年以上高等学校に入学しなかったものは、当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟の承認を得れば参加資格がある。ただし当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟は、直ちにその旨を、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に報告しなければならない。

第5条 ジュニア選手権については、これとは別に年齢制限がある。

第6条 大会参加資格詳細については、内規を別途もうける。

第7条 本規程は地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟主催の各種大会にも準用する。

第8条 本規程は理事会にて改定する。